

## 第8章 準備書に対する意見の概要及び事業者の見解

### 8.1 準備意見の概要及び事業者の見解

環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見（準備意見）の概要及び事業者の見解は、表 8.1.1 に示すとおりである。

準備書説明会における意見の概要及び事業者の見解は、表 8.1.2 に示すとおりである。

また、市長意見並びに事業者の見解及び当該見解に基づいて事業者が講じた措置は、表 8.1.3 に示すとおりである。

表 8.1.1 準備意見の概要及び事業者の見解

準備意見の概要		事業者の見解
1. 全般的事項		
ア 事業計画	駐車料金やシャトルバス料金はかかりますか。また、いくらになりますか。	万博P&R駐車場は、事前に来場予約された方の利用に限定する予定としており、車1台ごとの駐車料金は、現在、検討中です。 また、駐車場と万博会場を結ぶP&Rシャトルバスについては、駐車場利用の方に限定し、無料で乗車頂くことを検討しています。
	誘導のためのインセンティブとは何ですか。	万博P&R駐車場来場時に、高速道路利用を誘導するため、阪神高速5号湾岸線の尼崎東海岸出入口を利用された方を対象に、相対的に駐車料金の負担を引き下げるインセンティブを検討しています。
	高齢者・乳幼児が同乗しているかどうかはどのように確認するのですか。また、どの道路に誘導されるのですか。	高齢者・乳幼児、妊婦の同乗等、特段の事情のある方は、事前の駐車場予約時に申告頂くことを検討しています。 また、予約時にお示しする推奨経路については、混雑している五合橋線を通行しないよう、尼宝線・大物線の利用を推奨する考えです。
	朝の通勤と夕方の帰宅の際の交通渋滞が気になります。どのように誘導するのですか。本当に渋滞は起こらないのでしょうか。	万博P&R駐車場への来場時、退場時の渋滞対策、交通誘導対策として次の対策を検討しています。 ① 朝夕などの交通量の多い時間帯に、来場車両が集中することを避けるため、時間帯別の交通容量に応じた駐車場利用上限枠を設けた事前予約制とすることで、来場車両数をコントロールして交通への影響をできるだけ小さくすることを検討します。 ② 万博P&R駐車場は、原則として神戸市以西を出発地とされる方に阪神高速5号湾岸線を利用して来場いただくことを基本に検討します。 ③ 尼崎東海岸出入口を利用した方を対象に、相対的に駐車料金の負担を引下げるインセンティブを検討します。 ④ その他、違法駐車対策、尼崎東海岸出口の一時停止規制の見直しや交差点信号の時間調整などを検討します。

表 8.1.2 準備書説明会における意見の概要及び事業者の見解

準備書説明会における意見の概要		事業者の見解
1. 全般的事項		
ア 事業計画	<p>駐車場周辺にある工場や物流等の事業者にとって、万博交通による交通混雑等の影響がどの程度出るのか教えていただきたい。</p>	<p>駐車場周辺道路において、万博交通によって交通混雑等の影響を生じないように、万博P&amp;R駐車場への来場車両については、原則阪神高速5号湾岸線を利用していただくよう誘導することを検討しています。また、阪神高速5号湾岸線尼崎東海岸出入口から万博P&amp;R駐車場に至る一般道については、一時停止規制の変更、清掃局第2工場前交差点の信号時間の調整等により円滑な交通となるよう検討しています。令和3年度の交通量をもとに、これらの対策を実施した場合の交通シミュレーションを行った結果、渋滞は発生しない結果となっておりますが、改めて、令和5年度に交通量調査を行い、精査する予定です。</p>

表 8.1.3(1) 市長意見並びに事業者の見解及び当該見解に基づいて事業者が講じた措置

市長意見		事業者の見解・講じた措置
1. 全般的事項		
ア 事業計画	<p>準備書においては、検討・構想段階にある事項が多く含まれていることから、最新の事業計画に基づき評価書を作成すること。</p>	<p>令和5年11月に公表した「大阪・関西万博来場者輸送具体方針（アクションプラン）第3版」及び交通計画検討の進捗に基づき、評価書を作成しました。</p>
	<p>準備書または評価書で示す事業計画と実際の事業内容に変更が生じた場合には、市と協議し、適切に対応すること。</p>	<p>評価書で示す事業計画と実際の事業内容の変更により、環境への影響が拡大又は増大するおそれのある場合は、市と協議し、適切に対応します。</p>
イ 調査・予測・評価	<p>評価書の作成時において事業計画が明確にならない事項については、様々な状況を想定したうえで、調査・予測・評価を行うこと。</p>	<p>様々な状況を想定し、評価書において、大気質（船舶の運航）の予測・評価、水質（施設の整備・撤去、施設の稼働）の評価を行っています。</p>
ウ 環境保全措置	<p>環境保全措置については十分に検討を行い、目的を明確にしたうえで、可能な限り措置の内容及びその効果を具体的に示すこと。</p>	<p>環境保全措置について十分に検討を行い、目的を明確にした上で、可能な限り措置の内容及びその効果が具体的となるよう、評価書へ追記・更新しました。</p>
	<p>準備書で示した環境保全措置の実施はもとより、事業計画の検討の進展に応じ、最善の利用可能な技術を積極的に採用し、実行可能な範囲でできる限り環境負荷を回避・低減すること。</p>	<p>環境保全措置について、事業計画の検討の進展に応じ、最善の利用可能な技術を積極的に採用し、実行可能な範囲でできる限り環境負荷を回避・低減することとし、評価書へ追記・更新しました。</p>

表 8.1.3(2) 市長意見並びに事業者の見解及び当該見解に基づいて事業者が講じた措置

市長意見	事業者の見解・講じた措置
2. 個別事項	
<p>(1) 大気質・騒音・振動</p> <p>駐車場の規模を踏まえると、来場・退場車両を合わせて最大で約6,000台の交通量が生じる可能性があり、適切な交通流対策が必要不可欠である。これを踏まえ、次の事項について評価書に記載すること。</p> <p>来場・退場車両については阪神高速5号湾岸線に誘導することが基本となっているが、阪神高速5号湾岸線に誘導するために実施する対策、または保全対象地域における交通量の増加を回避・軽減するために実施する対策について最新の事業計画に基づき示すこと。</p> <p>配慮が必要な来場者の誘導先として見解書で言及のあった尼宝線・大物線において生じるおそれのある環境負荷を示すとともに、必要に応じて環境負荷を軽減・低減するための措置についても検討すること。</p>	<p>令和5年11月に公表した「大阪・関西万博来場者輸送具体方針(アクションプラン)第3版」及び交通計画検討の進捗に基づき、評価書へ追記しました。</p> <p>やむを得ず万博P&amp;R駐車場利用が必要な施設利用車両として想定される台数は、現況交通量と比較して極めて少ないことから、大気質・騒音・振動への影響はほとんどないと考えています。これについて評価書へ追記しました。</p>
<p>(2) 水質</p> <p>事業計画地において発生する各種排水の放流地点を示すこと。また、排水を公共用水域に放流する場合には、放流先の水質等を踏まえ、必要な措置を講じたうえで放流すること。</p> <p>駐車場利用者を対象としたトイレについては、想定される利用者数、し尿の発生量、し尿を処理する設備・施設の処理能力及び講じる措置等を示すとともに、公衆衛生上の支障が生じないようトイレ排水を適切に処理すること。</p>	<p>工事中の雨水、施設の供用中に設置するトイレ等から発生する汚水の放流地点について、評価書へ追記しました。また、工事中の環境保全措置の内容について、評価書へ追記しました。</p> <p>駐車場利用者を対象としたトイレについては、利用想定に基づき算定した設備・施設の処理能力、講じる措置等を評価書に追記しました。また、評価書に記載する環境保全措置を講じることにより、公衆衛生上の支障が生じないようトイレ排水を適切に処理します。</p>

表 8.1.3(3) 市長意見の概要及び事業者の見解

市長意見の概要		事業者の見解
(3) 地下水・土壌汚染	事業計画地は廃棄物処理法に基づく指定区域には該当しないが、最終処分場であることから土地の形質の変更を行う場合には「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に準じた対応を行うこと。	事業計画地は、廃棄物処理法に基づく指定区域には該当しませんが、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に準じて、廃棄物層からの覆土 50cm を確保するとともに、盛土及び工作物の設置に伴って発生する荷重により、最終処分場の機能に支障を来さないような施工とします。これについて評価書へ追記しました。
	事業予定地は埋立地であるとともに土壌汚染のおそれがあることから、新たな地下水及び土壌の汚染が生じないように施工すること。	掘削範囲は、土壌汚染のおそれのない覆土の表層付近のみとし、埋立層の土壌には影響を与えないような施工とします。これについて評価書へ追記しました。
(4) 廃棄物	駐車場利用に際し発生する廃棄物についても発生抑制及び分別の徹底のための措置を講じること。	駐車場管理運営施設において発生する廃棄物については、「尼崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づき、分別収集・紙資源のリサイクル等により発生量を抑制すること、来場者に対してごみの持ち帰りを呼びかける等、発生量を抑制することについて、評価書へ追記しました。
3. その他		
本事業に変更が生じた場合においても、環境保全措置の後退及び各種手続きに不備等が生じないよう十分に注意すること。		本事業に変更が生じた場合においても、環境保全措置の後退、各種手続きに不備等が生じないよう十分に注意します。
駐車場の整備・撤去工事及び供用中において、環境が損なわれていると認められる場合については適切な措置を講じ、速やかに事態の解決を図ること。		本事業では事後調査は実施しませんが、環境上の支障が生じたと認められる場合は速やかに事態の解決を図ります。
関係住民・事業者と適切なコミュニケーションを図るとともに、要望・苦情等があった場合は、真摯に対応すること。		工事に際しては事前に周知を図り、関係住民、駐車場周辺の工場・運輸事業者から要望等があった場合は真摯に対応します。
評価書等の作成にあたっては、平易な言葉を用いるほか、図表・写真を用いる等により広く市民が理解しやすい内容とするとともに、内容を十分に精査し、可能な限り最新の情報を踏まえた内容とすること。		評価書等の作成にあたっては、市民が理解しやすい内容とするとともに、内容を十分に精査し、可能な限り最新の情報を踏まえた内容としました。

## 8.2 準備書の記載事項についての修正

環境影響評価準備書の記載事項に係る主な修正内容は、表 8.2.1 に示すとおりである。

表 8.2.1(1) 環境影響評価準備書の記載事項に係る主な修正内容

評価書のページ	章	節項	修正事項	修正内容及び理由
2-1～2-11、 2-13～2-18	2	対象事業の名称、目的、 位置及び規模その他対 象事業の内容	事業計画について の追記	市長意見を踏まえ、事業計 画について追記しました。
2-9		2.6 事業計画の内容 2.6.2 土地利用計画、 施設計画、交通計画、工 事計画、関連事業の状 況等	事業計画地のレイ アウトの更新	最新の工事計画に基づき、 更新しました。
2-15～2-18		2.6 事業計画の内容 2.6.4 その他基本的 な諸元	環境保全措置の具 体的な内容の追記	市長意見を踏まえ、環境保 全措置の具体的な内容を追 記しました。
2-15～2-16			条例番号の追記	条例番号が付されていない ものがあるため、追記しま した。
3.1-11	3	3.1 社会の概況 3.1.4 利水等	条例番号の追記	条例番号が付されていない ものがあるため、追記しま した。
			武庫川についての 追記	武庫川についての記載がな かったため、追記しました。
3.1-26		3.1 社会の概況 3.1.7 文化財	条例番号の追記	条例番号が付されていない ものがあるため、追記しま した。
			条例番号の追記	条例番号が付されていない ものがあるため、追記しま した。
3.1-45、3.1-48、 3.1-50、3.1-55、 3.1-57、3.1-64、 3.1-69、3.1-75～ 3.1-78、3.1-80～ 3.1-82、3.1-84～ 3.1-85、3.1-99～ 3.1-100	3.1 社会の概況 3.1.8 関係法律・条例 などによる指定・規制 など	環境上の基準の追 記	環境上の基準についての記 載がなかったため、追記し ました。	
3.1-45		兵庫県の条例であ る「環境の保全と創 造に関する条例」に ついての追記	兵庫県の条例である「環境 の保全と創造に関する条 例」についての記載がな かったため、追記しました。	
3.1-60、3.1-64		「浄化槽法」及び 「兵庫県浄化槽指 導要綱」の追記	トイレに由来する排水に関 係する規制について、「浄 化槽法」及び「兵庫県浄 化槽指導要綱」の記載がな かったため、追記しました。	
3.1-81				

表 8.2.1(2) 環境影響評価準備書の記載事項に係る主な修正内容

評価書のページ	章	節項	修正事項	修正内容及び理由
3.1-60、3.1-64、 3.1-68～3.1-69、 3.1-75～3.1-76、 3.1-80、3.1-82	3	3.1 社会の概況 3.1.8 関係法律・条例 などによる指定・規制 など	事業及び事業計画 地との関係性につ いての追記	法令について、事業及び事 業計画地との関係性につ いての記載がなかったため、 追記いたしました。
3.1-76～78			排水基準の更新、説 明文の追記	条例の改正を踏まえ、排水 基準を更新するとともに、 説明文を追記しました。
3.2-4		3.2 自然の概況 3.2.1 地象	条例番号の追記	条例番号が付されていない ものがあるため、追記しま した。
3.3-14、3.3-17		3.3 環境の概況 3.3.2 騒音・振動	条例番号の追記	条例番号が付されていない ものがあるため、追記しま した。
3.3-19		3.3 環境の概況 3.3.4 水質	条例番号の追記	条例番号が付されていない ものがあるため、追記しま した。
3.3-62～3.3-63		3.3 環境の概況 3.3.11 景観	臨海部工業景観範 囲の修正	用途地域の更新に伴い、臨 海部工業景観に指定されて いることから、修正しまし た。
4-1～4-3、 4-5～4-6	4	事前環境配慮の内容	事業計画について の追記	市長意見を踏まえ、事業計 画について追記しました。
4-1～4-6			環境保全措置の具 体的な内容の追記	市長意見を踏まえ、環境保 全措置の具体的な内容を追 記しました。
4-2			条例番号の追記	条例番号が付されていない ものがあるため、追記しま した。
6.1-21	6	6.1 大気質 6.1.2 予測及び評価 の結果	事業計画について の追記	市長意見を踏まえ、事業計 画について追記しました。
6.1-15～6.1-16、 6.1-19、6.1-21、 6.1-28、6.1-33、 6.1-37～6.1-42			環境保全措置の具 体的な内容の追記	市長意見を踏まえ、環境保 全措置の具体的な内容を追 記しました。
			条例番号の追記	条例番号が付されていない ものがあるため、追記しま した。
			大気質地上気象の 観測高さ及び予測 結果の修正	引用元資料の修正に伴い、 大気質地上気象の観測高さ 及び予測結果を修正しまし た。
6.1-13、6.1-19～ 6.1-20			工事関連車両の運 行台数及び予測結 果の更新	最新の工事計画に基づき、 更新しました。
6.2-12	6.2 騒音	事業計画について の追記	市長意見を踏まえ、事業計 画について追記しました。	
	6.2.2 予測及び評価 の結果	環境保全措置の具 体的な内容の追記	市長意見を踏まえ、環境保 全措置の具体的な内容を追 記しました。	

表 8.2.1(3) 環境影響評価準備書の記載事項に係る主な修正内容

評価書のページ	章	節項	修正事項	修正内容及び理由
6.2-9～6.2-11	6	6.2 騒音 6.2.2 予測及び評価の結果	工事関連車両の運行台数及び予測結果の更新	最新の工事計画に基づき、更新しました。
6.3-13		6.3 振動 6.3.2 予測及び評価の結果	事業計画についての追記	市長意見を踏まえ、事業計画について追記しました。
6.3-10			環境保全措置の具体的な内容の追記	市長意見を踏まえ、環境保全措置の具体的な内容を追記しました。
6.4-1～6.4-2		6.4 水質 6.4.1 評価の結果	工事関連車両の運行台数の更新	最新の工事計画に基づき、更新しました。
6.4-4			環境保全措置の具体的な内容の追記	市長意見を踏まえ、環境保全措置の具体的な内容を追記しました。
6.4-1			設備・施設の処理能力、講じる措置等の追記	市長意見を踏まえ、設備・施設の処理能力、講じる措置等を追記しました。
6.6-3			事業計画地のレイアウトの更新	最新の工事計画に基づき、更新しました。
6.7-2～6.7-3		6.6 廃棄物 6.6.2 予測及び評価の結果	発生量の根拠、考え方の追記	発生量の根拠、考え方の記載が不十分であったため、追記しました。
6.7-2～6.7-4			発生量の更新	最新の工事計画に基づき、更新しました。
6.7-2～6.7-3		6.7 資源循環 6.7.2 予測及び評価の結果	再生資源使用量についての追記	再生資源使用量について記載が不十分であったため、追記しました。
6.7-2～6.7-4			廃棄物の発生量・再資源化量及び再生資源使用量の更新	最新の工事計画に基づき、更新しました。
6.8-11		6.8 安全性 6.8.2 予測及び評価の結果	事業計画についての追記	市長意見を踏まえ、事業計画について追記しました。
6.8-9～6.8-11			環境保全措置の具体的な内容の追記	市長意見を踏まえ、環境保全措置の具体的な内容を追記しました。
7-2、7-6～7-7、7-12			工事関連車両の運行台数の更新	最新の工事計画に基づき、更新しました。
7-2、7-6～7-7、7-9、7-12	7	第7章 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	事業計画についての追記	市長意見を踏まえ、事業計画について追記しました。
7-2			環境保全措置の具体的な内容の追記	市長意見を踏まえ、環境保全措置の具体的な内容を追記しました。
7-3、7-5			条例番号の追記	条例番号が付されていないものがあるため、追記しました。
7-3、7-5			大気質地上気象の観測高さ及び予測結果の修正	引用元資料の修正に伴い、大気質地上気象の観測高さ及び予測結果を修正しました。

表 8.2.1(4) 環境影響評価準備書の記載事項に係る主な修正内容

評価書のページ	章	節項	修正事項	修正内容及び理由
7-11	7	第7章 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	再生資源使用量についての追記	再生資源使用量について記載が不十分であったため、追記しました。
7-3、7-6、7-12			予測結果の更新	最新の工事計画に基づき、更新しました。
7-10～7-11			廃棄物の発生量・再生資源化量及び再生資源使用量の更新	最新の工事計画に基づき、更新しました。
資 2-1	資料編	資料 2 予測に用いた時間帯別交通量 1. 工事関連車両	工事関連車両の運行台数の更新	最新の工事計画に基づき、更新しました。
資 3-1～資 3-3		資料 3 施設の供用中に設置するトイレ等の施設規模 1. 施設の利用人数及び処理能力・汚水量	設備・施設の処理能力、講じる措置等の追記	市長意見を踏まえ、設備・施設の処理能力、講じる措置等を追記しました。